

安全の手引き
(ベトナム南部の安全マニュアル)

在ホーチミン日本国総領事館
2025年

本資料の構成内容

I はじめに

II 安全対策

- 1 基本的な心構え
- 2 犯罪情勢及びテロ情勢
- 3 邦人被害の犯罪手口と防犯のための注意事項
- 4 犯罪被害に遭ってしまったら
- 5 テロ対策
- 6 交通事情と事故対策
- 7 衛生及び医療事情

III 緊急事態対策

- 1 平素の心構え
- 2 緊急時の行動

IV 主要機関の連絡先

I はじめに

当地は近年、目覚ましい経済発展を遂げるなかで全般的に人々の生活レベルは向上する一方、貧富の差の拡大等、コロナ禍を経て生活環境が悪化したほか、薬物の密輸・密売事犯の深刻さなど、治安悪化の要素はより一層増してきていると言えます。実際、近年はベトナム国内において殺人事件の増加が問題となるなど犯罪の凶悪化が懸念されます。

当地における日本人の犯罪被害に関しては、近年、ひったくりやスリなどの財産的被害は恒常的に発生しており、タクシー乗車時の高額請求事案や航空機内での窃盗被害等の発生は増加傾向にあります。また、強盗や傷害などの身体的被害の発生も認められています。

また、当地もテロ事件に関して無縁ではなく、数年前には、反政府組織による爆弾テロ事件の発生も認められているほか、一昨年はベトナム中南部ダクラク省において武装集団による人民委員会庁舎への連続襲撃事件が発生しています。

加えて、交通事情に関しては、交通安全マナー教育が徹底されておらず、バイクによる飲酒運転や歩道走行などの危険な行為が身の回りで日常的に発生していましたが、本1月1日より、当地の道路交通法は厳罰化され、歩道上のバイク走行等に課せられる反則金が大幅に引き上げられました。今後の交通事情については、引き続き注視が必要です。

万が一、当地においてこれらの事件や事故の被害者になってしまうと、当地ではその後の解決を図ることが日本と比べて格段に難しいことから、「自分の身は自分で守る」という心構えを強く持ち、事前に危険を回避することが大切であり、そのためには日頃からの情報の収集と相当な注意が必要です。

また大規模事件・事故・災害等の緊急事態においては、緊急事態発生時の対応に加え、常日頃より安全対策に万全を期することが肝要です。

海外における安全対策の第一歩として、皆様にまずは「在留届」の届出及び「たびレジ」への登録を確実に行っていただくようお願いします。当館を含めた在外公館では、皆様から届け出られた「在留届」や「たびレジ」に記載された情報に基づき、緊急事態時における安否確認、事件や事故に関する注意喚起等を行っております。

本資料を始めとして、当館から発信する情報が、皆様の当地における安全な生活を送る上での一助になれば幸いです。

令和 7 年 2 月
在ホーチミン日本国総領事館

Ⅱ 安全対策

1 基本的な心構え

海外での生活や海外旅行は日本と比較して危険が多く、日本と同じ安全意識では犯罪や事故の被害者となる可能性が高まると言えます。

旅行者の方は事前の情報収集不足が原因で被害に遭う、また在留邦人の方は生活の慣れにより危機意識が薄れ、安全対策を怠ることにより事件や事故に巻き込まれるケースが見られます。

事件や事故に遭わないためには、「自分の身は自分で守る」との心構えを持ち、最新の情報を収集し、防犯を意識した行動をとることが大切です。

対策のポイントは、「目立たない」、「行動を予知されない」、「用心を怠らない」です。犯罪者は予めターゲットを絞った上で犯行に及んでいることを意識し、以下の事項に留意するなどして、防犯対策を行ってください。

- ✓ 所持品から目を離さない（自分自身で確認できる場所で持つ）
- ✓ 多額の現金・貴重品を持ち歩かない（現金は分散して持つ）
- ✓ 夜間の外出、人通りの少ない道はなるべく避ける
- ✓ 外出する際はなるべく荷物を持たず、手ぶらで移動する
- ✓ 見知らぬ人やバイクが近付いて来た場合は、一定の距離間隔を保つ
- ✓ 周囲に不審な人や車両がいらないか、気を配り警戒する（警戒する素振りだけでも有効）

また、万が一、犯罪被害に遭われた場合には、生命・身体の安全を最優先に考えた行動を取ってください。防犯における最大の優先事項は「生命・身体の安全」です。

2 犯罪情勢及びテロ情勢

(1) 犯罪情勢

ベトナムは社会主義体制下において当局が厳しい監視を敷いていることから、治安状況は一般的に落ち着いていると言えます。しかしながら、近年の経済発展による貧富の格差拡大、コロナ禍を経て生活環境が悪化したほか、大規模な銃器・薬物の密輸・密売事犯の深刻さなどの様々な要因を踏まえると、治安状況の悪化は厳しさを増し、ホーチミン市内の犯罪認知件数は高止まりしています。

実際に、一昨年中は殺人事件の増加が問題となるなど犯罪の凶悪化が懸念され、また凶器を使った強盗や傷害事件、身代金目的の誘拐事件、幼児や女性を被害者とする人身売買事件等も度々発生しています。現在までのところ、日本人を含む外国人がこれらの被害に遭うケースは少ないものの、路上におけるひったくりや繁華街でのスリ、住宅街での侵入窃盗、詐欺などの財産犯は日常的に発生しており、日本人を含む多くの外国人が被害に遭っています。

また、テト（旧正月）期間中及びその前後は、犯罪が増加する傾向にあり、特に注意が必要となります。

ホーチミン市の治安状況

【ホーチミン市統計局発行の「ホーチミン市社会経済状況」から抜粋】

○刑法犯関係（2024 年中の実績）

ア 刑法犯認知件数：8,000 件（前年比 7.2% 減）

イ 刑法犯検挙件数：3,721 件（検挙率 46.5%）

ウ 刑法犯検挙人員：6,593 人

○麻薬犯罪等（2024 年中の実績）

ア 麻薬犯罪検挙件数：3,482 件

イ 麻薬犯罪検挙人員：8,996 人

(2) テロ情勢

ベトナム治安当局は、ベトナム人海外移住者を主体とする反政府活動家の活動に対して警戒を強めています。近年では、2017 年 4 月にタンソンニャット国際空港における爆弾テロ事件、続いて 2018 年 6 月にはホーチミン市

タンビン区の公安（警察署に相当）における爆弾テロ事件、さらには、2019年9月、ビンズオン省税務署内における爆弾テロ事件が発生しています。

また、記憶に新しいものでは、2023年6月上旬にベトナム中南部ダクラク省において武装集団による人民委員会庁舎への連続襲撃事件が発生しています。

これまでのところ、これら反政府組織は、日本や在留邦人等をターゲットにはしておらず、今後もその可能性は低いと考えられますが、ベトナム国内において、これらのテロ事件や騒擾事件が発生すれば、邦人の方々もそれに巻き込まれる危険性は排除できません。

また、2001年9月11日の同時多発テロ以降、ベトナム国内でイスラム過激派によるテロは発生しておらず、ベトナム治安当局は、現時点ではベトナム国内でイスラム過激派の存在は確認されていないとの見解を示しています。しかし、ISILにはアジアから多数の戦闘員が参加しており、近隣東南アジア諸国においてはISILの帰還兵問題に深刻な懸念を抱え、ベトナムにおいても地理的な状況などから、国際テロ組織の影響を受ける危険性についても完全には払拭できません。

3 邦人被害の犯罪手口と防犯のための注意事項

当地における邦人の犯罪被害に関して、当館が 2024 年中に認知した件数は 137 件（前年比 75 件増）でした。主な手口としてはスリやひったくり等の街頭犯罪は一定数の発生を確認していますが、タクシー乗車時の高額請求事案や航空機内での窃盗被害が顕著に見受けられました。また、昨年は、ホーチミン市 1 区内の路上にて、邦人男性が刺殺される重大事件が発生しています。その他には、路上や飲食店における暴行などの身体に危害が加わる犯罪被害も複数件確認されていますし、路上における犯罪被害に加え、住宅侵入型の窃盗や強盗などにも邦人被害の発生があることには特に注意を要します。

犯罪被害件数については、コロナ前と比較すると少ない状況にはありますが、コロナ禍を経て邦人の出張者や旅行者の渡航者数の増加に比例して、邦人の犯罪被害件数についても増加しています。

近年、邦人の方々が当地で遭われた被害状況等を踏まえて、犯罪の手口・傾向と防犯のための注意事項を紹介します。

タクシーにおけるスリや詐欺

（１）手口・傾向

- ・昨年、当館に対して最も被害報告が多かったのは、タクシー乗車時におけるスリや詐欺などの手口で、合計で 43 件（昨年比 21 件増）の報告がありました。それらの状況を踏まえて昨年中、当館から適宜の注意喚起を発信しました。

(https://www.hcmcgj.vn.emb-japan.go.jp/itpr_ja/11_000001_00223.html)

- ・被害の状況としては、「空港や市街地で乗車したタクシーの運転手から財布の中の現金をスリ取られる」「大手のタクシー会社を騙った偽のタクシーに乗車してしまい、高額な運賃の支払いをさせられる」「当地通貨の桁が大きいことに乗じて、両替をしてあげる等と甘言を用いて高額紙幣を騙し取る」などがあります。

- ・具体的な手口として、運賃の精算に際して乗客が取り出した財布の上から運転手が新聞紙や雑誌を被せ、その隙に財布の中から現金を抜き取るものな

どもあります。

・被害に遭ってしまった方の特徴的な共通点として、「強制的に助手席に座らされる」「不用意に財布を運転手に渡してしまう」「十分に車両番号等を確認しないまま配車した車両と異なる車に乗ってしてしまう」などが挙げられます。

【事例】

・タンソンニャット空港の到着口を出た際、「タクシー」と声を掛けられ、半ば強引にスーツケースを後部座席に入れられ、助手席を指定されて乗車したところ、空港出口付近で空港を出るための料金が必要（※）と言われ、財布を出したところ、運転手に財布を取られ、中から小額紙幣を取り出すタイミングで、他の高額紙幣も抜き取られていた。

（※）タンソンニャット空港では、車両の空港使用料として一般的には1万ドンを出口で支払う必要はあります。

（※）タンソンニャット空港内のタクシーカウンターにて配車依頼をしたタクシー運転手からも同様の被害報告がありますので、注意が必要です。

・配車アプリのGrabで手配していた車両を探していたところ、「Grab?」と声を掛けられ、「イエス」と答えると停車していた車両に案内され、配車した車両とは異なる車両に乗車してしまい、目的地とは異なる場所に連れて行かれて法外な料金を請求された。

・観光名所や繁華街に路上待機していたタクシー（白色車体に電話番号が記載されており一見すると大手のタクシー会社に似た外見）に乗車したところメーターの回りが早く、通常の10倍近い乗車賃となった。

・空港で乗車したタクシーを降車する際に料金メーターを見せられて、メーターの下に通常は「×000」と記載されているところが、「×0000」と表示されており、10倍の乗車賃を請求された。

(2) 注意事項

- ✓ 空港では、声を掛けてくるような個人タクシーには乗車せず、タクシー待機所で配車担当者が案内をしている大手タクシーや空港内のタクシーカウンターを利用する。また、それらのタクシーに乗車する場合もその後のトラブル対策のため、車両ナンバーなどを乗車前に確認・記録しておく。
- ✓ タクシーを配車する際は、できる限り配車アプリを使い、車両や運転手の情報、料金などについて事前に把握をしておく。

- ✓ 配車アプリで配車した車両に乗り込む場合には、自らが手配した車両であることを必ず確認（ナンバー確認や運転手側の配車アプリを確認など）をしてから乗車する。
- ✓ 大手のタクシー会社はナンバープレート以外に識別番号（4桁や5桁などの数字）を車両のフロントガラスやリアガラスに貼っていることから、乗車に際しては大手のタクシーであることの目安とし、また、乗車時に同番号を確認・記録しておく。
- ✓ 車内では、絶対に財布の中身を運転手に見せたり、財布を渡したりしない。
- ✓ タクシー乗車中は、運転手の動向や進行方向、メーターの動きには注意をし、不自然なことがあれば停車を求め、できるだけ人通りがある場所で直ちに降車する。
- ✓ 万が一トラブルが発生した場合には、相手が興奮する場合もあることから、その場では身の安全を最優先に対応し、事後タクシー会社や警察に連絡して必要な措置を講ずる。

・※当館作成「ぼったくりタクシー防止カード」もご活用ください。

(https://www.hcmcgj.vn.emb-japan.go.jp/itpr_ja/11_000001_00308.html)

ひったくり

(1) 手口・傾向

・歩行者の後方からバイクに乗った（1人又は2人組の場合、グループの場合もある）犯人が近づき、追越しざまにバッグや携帯電話等をひったくり逃走する手口が典型的ですが、タクシーの乗り降りに際して手荷物をひったくられるケースや、バイクに乗車中手にしていたスマートフォンをひったくられるケースなどもあり、一歩間違えば転倒して致命傷になりかねないものもあります。

・具体的な手口として、バイクタクシーへの乗車賃の支払いのために手にした財布や、行き先を示すために手にした携帯電話をひったくられるものもあります。

・時間帯は昼夜を問いませんが、特に夜間、繁華街で飲酒をした後に、徒歩で帰宅中に被害に遭うケースが多くなっています。

・犯人は、あらかじめ被害者の状態や所持品（スマートフォンの機種なども含め）を確認した上で、ターゲットを絞って行動を監視し、犯行のチャンスを狙っています。

・被害場所は、日系飲食店が多い地区で多くなっており、例えば、レ・タン・トン通り、ファム・ヴィエット・チャン通り、グエン・フエ通り、パスター通り、ドン・コイ通り、ハイ・バー・チュン通り、ファン・グー・ラオ通り、ベン・タイン市場周辺等です。

【事例】

- ・歩道上で配車アプリを手配中、手にしていたスマートフォンをバイクに乗って近付いて来た犯人にひったくられた。
- ・バイクタクシーの後部座席に乗車中、後方から来た2人乗りバイクの後部座席の犯人に、追い抜きざま、肩に掛けていた財布や旅券等在中のショルダーバックをひったくられた。

(2) 注意事項

- ✓ 路上では車道側ではなく、建物側を歩く。（ただし、建物側も物陰には注意が必要）
- ✓ ハンドバッグなどは、常に車道とは反対側に持つ、または身体の前に抱えて持つ。（バイクの後部座席に乗車している時と同じ）
- ✓ 携帯電話はひったくり犯人の絶好の的となっており、路上での使用はできる限り控える。やむを得ず操作せざるを得ないときは、道路から離れて、携帯電話を隠すようにして操作をする。
- ✓ 路上を歩いている途中、時折付近を見回すなど、周辺を警戒している素振りを見せる。
- ✓ タクシーやバイクタクシーの乗降時にも注意と警戒が必要。

スリ

(1) 手口・傾向

・混雑した市場、ショッピングモール、イベント会場等において、バッグのチャックを開けられて財布等をスリ盗られる、また、刃物でバックの底を切られてスリ盗られる手口があります。

・2人以上の複数で犯行グループを作り、あらかじめ被害者の状態や所持品

などを確認した上で、ターゲットを絞って犯行に及んでいる事案もあります。

- ・露出度の高い服を着た女性（女装した男性のケースもあり）が声を掛けてくる、わざとぶつかってくるなどして被害者の注意を引きつけ、その隙にポケットやバッグから財布や携帯電話などをスリ盗る手口もあります。

- ・中東系の外国人が、英語若しくは日本語で「日本の紙幣を見せて欲しい」等と話しかけ、親切心で財布を取り出した際、財布を取り上げられて紙幣を抜き取られたという事案の報告もあります。

- ・被害場所は、日中は、日本人をはじめとした外国人が大勢集まる市場やショッピングモール、イベント会場が多く、例えば、ベン・タイン市場付近、ドン・コイ通り、ハイ・バー・チュン通り、レ・タン・トン通り、ファム・ヴィエット・チャン通り等です。また、夜間の被害は、繁華街のほか、人通りが少なくなった住宅街や飲食店街の路地などでも発生しています。

【事例】

- ・ホーチミン中心部の日系百貨店で買い物中、手提げ鞆に入れておいた財布が気付かない内に窃取された。後に同百貨店従業員に依頼し、防犯カメラを確認したところ、数名の犯人が背後に接近し、鞆の中に手を差し入れて巧妙に財布を窃取する姿が記録されていた。被害者は防犯カメラ映像を確認して初めて被害状況を把握した。

- ・日中、スーパーマーケットで買い物中、周囲に人が増え始めたと感じていたところ、鞆の中から財布をスリ盗られていた。その後、盗まれた財布に入っていたクレジットカードを不正に使用され、携帯電話機4台を購入された。

- ・深夜に徒歩で帰宅途中、女性（女装した男性の可能性あり）から声を掛けられたが無視をしていたところ、同女が転びかけたため両手で同女の体を支えたところ、その隙に、ズボンの前ポケットに入れていたスマートフォンをスリ盗られた。

(2) 注意事項

- ✓ 現金等は複数に小分けにし、大切な物はバッグや上着のチャック付き内ポケット等に入れて所持するようにする。
- ✓ 刃物でバックを切られる手口が散見されることから、バックを身体の前に抱えて常に監視できる状態にする。

- ✓ 見知らぬ者が近寄ってきた場合や、周囲に急に人が増えたと感じた場合などは、スリの危険性があることを考慮し、身体に接触させない、近づかせないように、相手との距離間隔を保つ（できれば2メートルくらい）。
- ✓ 買い物途中などでも時折付近を見回すなど、周辺を警戒している素振りを見せる。

置き引き

(1) 手口・傾向

- ・空港、ホテルやレストラン、観光地のビーチ等で、カバンや携帯電話等をカウンターやテーブルの上などに置いたままにして目を離した隙に、盗まれてしまうものです。
- ・ホテルの客室やアパートの部屋などでも、机の上などに置いておいた貴重品を清掃やメンテナンスのために入室したスタッフに盗まれることもあります。

【事例】

- ・レストランでテーブルの上にスマートフォンを置いて飲食をしていたところ、気付いた時には盗まれていた。

(2) 注意事項

- ✓ 自分の持ち物から絶対に目を離さないこと。
- ✓ ホテルやアパートの部屋の中であっても、清掃等で他人が入ることを考えて、貴重品をすぐに目に付く場所には放置しない、犯罪を誘発する環境を作らない。

路上強盗・恐喝

(1) 手口・傾向

- ・ひったくりの被害に際して、バッグを引っ張られて転倒する、犯人に抵抗してバイクに引きずられてしまうなどがあります。
- ・街中でベトナム人に親しげに声をかけられて、睡眠薬入りの飲み物を飲まされ、意識が薄れたところで現金やクレジットカード等を奪われる被害もあります。昏睡強盗は、混入される物によっては命に関わる場合もある非常に危険な被害であり、また女性が被害者の場合は強姦被害に至る危険性もあります。

・バイク運転者のバイクや所持品を狙った強盗事件も発生しています。これは、夜間に人通りの少ない場所で、バイクごとぶつかってくる、武器（刃物、スタンガン、唐辛子スプレー）を使用するなどして転倒させられ、バイクや所持品を強奪するなどの悪質な手口です。

【事例】

- ・歩行中、後方から来たバイク乗りの犯人に手にしていたスマートフォンをひったくられた際、とっさに相手のバイク後部座席を掴んだところ、そのまま引きずられ、全身打撲と擦過傷を負った。
- ・徒歩で通行中、バイクに乗車した男からタバコを執拗に勧められ、ひと口吸ったところ意識を失い、気がついた際に現金等所持品を奪われた。
- ・深夜にバイクタクシーに声を掛けられて乗車したところ、路地に連れ込まれ、別のバイク2台に囲まれてバイクから引きずり下ろされ、現金等が入ったショルダーバッグの紐をナイフで切られて奪い取られた。

(2) 注意事項

- ✓ バッグをひったくり犯人に引っ張られて転倒する危険があるため、持ち方には注意が必要。荷物を持つときは、できるだけ車で移動する。
- ✓ 万が一、ひったくり等の被害に遭った場合でも、抵抗して相手のバイクを掴んだり、犯人を捕まえようと追いかけたりせず、まずは、身の安全を最優先に行動する。
- ✓ 人通りの少ない場所（道路や公園）での一人歩きは避ける。バイクでの単独走行についても夜間帯は特に注意をする。
- ✓ 見知らぬ人からの誘いに安易に応じない。特に飲食物（酒、たばこ等）を勧められても、未開封のものであっても不用意に口にしない。

侵入窃盗・侵入強盗

(1) 手口・傾向

- ・空き巣（家人不在中に侵入し金品を窃取）、忍び込み（夜間家人就寝中に侵入し金品を窃取）などの侵入窃盗の被害が発生しています。また、住居だけではなく、会社事務所なども被害に遭っています。
- ・複数犯によって敢行されることが多く、サービスアパートやホテル等では従業員等の室内の様子を知っている者が関与する事件も発生しています。
- ・犯人は、凶器等を所持していることが多く、最悪の場合には生命、身体に

まで危険が及ぶ恐れがあります。

【事例】

● 侵入窃盗

- ・ 深夜、何者かに会社事務所に侵入され、金庫に保管していた現金と卓上のパソコンを盗まれた。
- ・ 就寝中の深夜の時間帯にアパートの部屋の窓（無施錠）から泥棒に侵入され、パソコン等を盗まれた。

● 侵入強盗

- ・ 主婦が1人で在宅していた日中の時間帯に、エアコンの修理を装って室内に入ってきた犯人に、刃物で脅されるなどして、金品を奪い取られた。
- ・ 飲食店で知り合ったベトナム人女性を自宅に招き入れて飲酒を始めたところ、急に意識を失ってしまい、意識を戻した時には女性は居なくなっており、財布や金庫から多額の現金を盗まれていた。

(2) 注意事項

- ✓ 犯罪に遭遇する可能性を避けるためには、セキュリティ設備の整った住宅に住むことが理想的です。住居の選択においては、侵入されにくいかどうかなどをチェックしてください。以下はチェックの目安です。
 - 外側から家屋内部が直接見えないこと。
 - ドアや窓が堅固であること（空き巣防止用のドアや窓が取り付けられているか。ドア本体、ドア枠、蝶番、錠、補強金具、錠の受け座は相互に調和しているか）。
 - 二重の錠やドアチェーンが付いているか。
 - 玄関等室外の照明設備（センサー付照明等）が整っているか。
 - 周囲の建物、工作物を伝って侵入できる場所はないか。
 - 過去に侵入窃盗の被害に遭っていないか。
 - 玄関の鍵は先住者のものから変えているか。
- ✓ 使用人がいる場合には、鍵を渡すことはできる限り避け、使用人の目に付くところに貴重品を置いておくことも控える。また、業者や清掃員など第三者を室内に入れる時は、現金、貴金属類、パソコンなどの貴重品は目に見える場所には置いておかないようにする（金庫、タンス、引き出し、スーツケースの中などに仕舞っておく）。

- ✓ 不在時には、家や会社の鍵の施錠を確実に行い、玄関や窓の近くにはセンサーライトを設置するなどの対策を講ずる。
- ✓ 在宅中の対策として、帰宅したらすぐに玄関を施錠する習慣をつけ、業者などが事前の予約なく訪問してきた際は、その人物が所属する会社やアパートのフロントなどに確認し、正式な訪問であることが分かるまでは部屋の中には入れない。
- ✓ 第三者を室内に入れる時は、玄関扉は完全に締め切るのではなく、ある程度解放した状態にしておく（密室で第三者と2人きりにならない）。

詐欺

(1) いかさま賭博詐欺

ア 手口・傾向

昨年以降、発生は増加傾向にありますが、過去に発生した典型的な手口は次のとおりです。

旅行者が観光地を散策していると、片言の英語や日本語で話し掛け、親しくなったところで、自宅に招待され、食事などをしていると、そのうちにカード・ゲーム（ブラックジャック賭博）のやり方や、いかさまの方法等を教えられ、いかさま賭博に協力するよう依頼される。その後、実際にゲームが始まり、最初は勝負に勝ち続けるが、賭け金が大きくなるにつれ負けが込み、最終的には、旅行者の手持ちの現金が足りなくなるためホテルに現金を取りに帰らせたり、クレジットカードで貴金属を買わされたり、ATMで現金を引き出させられたりする。

イ 注意事項

- ✓ 見知らぬ人からの自宅への招待には応じない。
- ✓ 万一、賭博の話を持ちかけられたら、ベトナムでの賭博については法令違法であることを認識し、きっぱりと断り、直ちにその場から立ち去る。

(2) 金銭貸借に関する詐欺・トラブル

ア 手口・傾向

- ・生活困窮への支援、闘病中の家族への支援、交際中の異性からの要求、

開業への支援などの名目に、現金を貸した相手が雲隠れする事例が散見されています。

・飲食店等で知り合った邦人から、不動産賃貸手続を代行すると持ちかけられ、手数料を支払ったところ連絡がとれなくなり、手続も履行されなかったという事例もあります。

イ 注意事項

- ✓ 会って間がない邦人やベトナム人からの金銭貸借の申し入れには特に注意をする。
- ✓ 金銭が関係する場合は、相手が日本人であっても安易に信用せず、公的機関が発行する顔写真付きの身分証等で身分確認を行うことや、弁護士等の立ち会いのもと契約書を交わすなどの措置を講ずる。

(3) 査証の代行取得に関する詐欺・トラブル

ア 手口・傾向

・当地に在留するための査証の代行取得を名目に、その代金を騙し取るものです。代金だけでなく、手続きのために預けた旅券が戻ってこないといったケースもあります。

イ 注意事項

- ✓ インターネット上には、安価に査証の代理取得を請け負う旨の広告を行っている個人や団体がありますが、中には身元や事業実態が不透明なものもあるため、事前に相手方の身元や事業実態等を慎重に確認する必要がある。

| | |--------------------| | インターネット・クレジットカード犯罪 | |--------------------|

(1) 手口・傾向

・インターネットの普及に伴い、オンライン決済が進む中、クレジットカード情報が不正流出して悪用されるなどの事案が発生しています。

・店舗や ATM など、クレジットカードやキャッシュカードがスキミングされる事案も発生しています。キャッシュカードのスキミングの例として、ATM のカード挿入口に「スキマー」と呼ばれる磁気情報を盗み取る装置を装

着し、小型カメラを鞆に隠して ATM 付近に設置し、磁気情報と暗証番号を同時に盗む手口があります。

・また口座情報が何者かに盗まれ、知らない間に預金が不正送金されてしまう事案も発生をしています。当地でも、金融機関等を装ったメールや SMS（ショートメッセージ）に記載されたリンクから誘導されるフィッシングサイトに情報を入力してしまい、ID やパスワード等が盗み取られる被害の確認があります。

(2) 注意事項

- ✓ 信用できない店やインターネットサイトでは、クレジットカード決済はしない。
- ✓ やむを得ず、オンライン上でクレジットカード決済を行う場合は、保護された安全なインターネット環境下で行う。
- ✓ インターネットバンキングによる振込送金などを行う場合は、暗号化設定が行われていないフリーWi-Fiなどは利用しない。
- ✓ 利用しているサイトやアプリは、あらかじめ「ブックマーク」や「お気に入り」に登録しておき、メールや SMS（ショートメッセージ）に記載されたリンクからはアクセスしない。
- ✓ ATM を利用する場合は、ATM 周辺の状況に気を配り、見慣れない装置が設置されている、周辺に不自然なカバン等が置かれている等の場合は使用しない。また、暗証番号入力時には番号を入力する手元を手で隠し、周囲から見られないようにする。

その他

当地の犯罪情勢等を踏まえると、以下の点についても注意が必要です。

(1) 違法薬物

・近年、薬物の大規模な密輸・密売事件や薬物乱用者による犯罪が深刻化するなど、薬物の蔓延が当地における治安上の大きな問題となっています。日本国内でも、ベトナムから違法薬物を密輸したベトナム人が検挙された事案もあります。

・当地では、薬物等を生成、運搬（密輸）、販売、他人に使用する等社会に

拡散させる行為や利益を得る行為などは厳しく処罰されます。特に、薬物密輸に対する処罰は厳しく、その片棒を担ぐことになると重罪に問われるおそれがあります。実際に、親しくなった人物から知人への荷物の引き渡しを頼まれ、当地へ持ち込み又は当地から持ち出そうとした際、荷物の中から違法薬物が発見され、麻薬等の密輸罪で逮捕された外国人もいますので、安易に他人の荷物を引き取らないよう注意してください。

- ・薬物の使用も絶対にやめましょう。

(2) 禁制品の所持、無許可の輸出入等

- ・わいせつ物：ベトナムでは、入出国時だけに関わらず、わいせつ図書等の所持を禁じており、所持した場合は罰金が科せられます。日本で通常販売されている週刊誌を持ち込んだところ、わいせつ物との認定を受けた事例もありますので、日本から携行する書籍等は慎重に選定する必要があります。

- ・外貨：入国時の外貨持ち込み額に制限はありませんが、現金 5,000 米ドルあるいは同額相当の外貨、又は 1,500 万ドルのいずれかを超えて所持して入国する場合は、空港で申告する必要があります。この申告をせず、出国時に上記の額を超える現金を持ち出そうとした場合、所持金を没収される可能性があります。

- ・金地金（ゴールド）：金地金の国外への持ち出しについては、税関への申告・許可が必要となります。これを怠った場合、意図的に密輸を図った場合などは検挙され、実刑判決を受けることがあり、日本よりも重罪となります。

(3) 売買春

- ・ベトナムでは買春は違法であり、違反すると罰金・懲役刑等直罰が下されます。買春をしているホテル等へ警察が乗り込んできて、斡旋業者から客まで全て検挙されるケースがあります。また、検挙されるとパスポートを保管され、処分が決定されるまで出国できなくなるほか、事件が新聞に実名入りで掲載されることもあります。

- ・買春時に窃盗や恐喝の被害に遭う事例も散見されています。例えば、ホテルでシャワーを浴びている間に所持金品を盗まれる、被害に遭っても警察に

届けられないという弱みについて現金を脅し取るものなどです。

(4) 汚職関連

- ・近年、ベトナム当局は汚職対策を強化しており、多くの事件が摘発されています。当然、賄賂を送った側（法人含む）も贈賄として検挙されます。

(5) 国家批判

- ・ベトナムの政治体制や国情等に関し、批判的な言動をとることは、取締の対象となる場合があります。SNS 上での情報発信も含めて注意が必要です。

(6) デモやイベント会場などでの雑踏事故

- ・最近では、デモに関する特段の情報には接していませんが、過去には、2014 年 5 月に反中デモ、2016 年 5 月に魚大量死関連デモ、2018 年 6 月にはホーチミン市内、ロンアン省工業団地内、カインホア省ニャチャン等全国各地で経済特区法案に関する大規模デモが発生しています。中でもビントゥアン省においてはデモ隊の一部が暴徒化し、放火や破壊行為を行い、機動隊と衝突する事態にもなりました。

- ・政府の土地収用をめぐってベトナム国内の至る所で争議が頻発しており、2020 年 1 月にはハノイ市近郊において警察官 3 名が死亡する大規模な騒擾事件が発生しました。

- ・サッカーの国際試合後などは、ホーチミン市を始め各地で若者を中心としたバイクの暴走行為により交通マヒが発生したこともあり、同種の事案の発生には注意が必要です。

- ・大規模なイベント会場では、興奮した群衆や観衆等に巻き込まれる危険性があります。興奮した群衆や観衆等に近づかない、サッカースタジアムや音楽ライブ会場等で興奮した観衆による喧嘩や争いが起きた場合は速やかにその場を離れるなどの措置を講じてください。

(7) 航空機内での窃盗被害

- ・昨年以降、当地タンソンニャット国際空港を発着する航空機内での窃盗被害が多発しています。航空機をご利用される際は、機内収納棚には財布やク

レジットカード等の貴重品を入れず、身近なところでの保管を徹底して下さい。

4 犯罪被害に遭ってしまったら

(1) 二次被害の防止

ア 最優先事項は身の安全

・当地警察によれば、犯罪者は薬物中毒者である場合が多く、被害品の奪還を試みたベトナム人がナイフで刺殺される事件も発生しています。邦人の方も抵抗して怪我をした事例もあります。また、犯行グループのアジトには、銃火器やナイフなどの凶器を隠置していることも多く、それによって危害を加えられる危険性もあります。

・最優先は身の安全であるということを忘れずに、不幸にも被害に遭われた場合でも、相手を追いかけたり、抵抗したりせず、周りの人に助けを求めてください。その場では、犯人の特徴や車両ナンバーを記録して、事後の捜査に資する情報として、警察に届け出てください。

イ クレジットカード等の悪用防止措置

・クレジットカードの盗難や紛失にあたっては、早急に利用停止の手続きを取ってください。ほとんどのクレジットカード会社は、24時間年中無休で盗難及び紛失時の緊急連絡窓口を設けていますので、最優先で連絡を入れて不正利用防止を図ってください。

※日本クレジットカード協会ホームページ、盗難・紛失に関する連絡先
(<https://www.jcca-office.gr.jp/consumer/correct/carryimportant/loss/>)

・携帯電話についても、盗難や紛失後の情報流出等を防止するため、電話会社やアプリで提供しているサービスを利用するなどして、画面ロック、回線停止やサービス機能停止を行うなどの措置を取ってください。

ウ 保険会社への連絡

・加入している保険会社に連絡し、被害回復や補償に必要な手続についてのアドバイスを受けてください。

(2) 警察への通報・届出

・犯罪被害にあった場合や事故に巻き込まれた場合には、まず警察に通報、連絡してください。保険請求等において、警察に届け出たことを証明する文書（ポリスレポート）が必要な場合もあります。ただ、当地警察はほとんどの場合、ベトナム語のみの対応となるため、ホテルやレストランの従業員

等、周りの人にサポートを求めて警察への通報・届出を行うのが良いでしょう。保険に加入されている場合は、必要なアドバイスを受けてください。

(公安連絡先一覧：https://www.hcmcgj.vn.emb-japan.go.jp/itpr_ja/11_000001_00308.html)

・被害の内容によっては、本手引き末尾に記載している観光局や空港などに相談をすることもご検討ください。

(3) 当館への連絡

・当館にも被害の状況等をご報告ください。同種被害防止のための注意喚起にもなる貴重な情報です。当館にお越し頂いた方には書面に記載頂いていますが、以下の内容を当館宛メール (ryouji@hc.mofa.go.jp) で、メール本文に記載し報告して頂いても構いません。

1 身分事項

～ 氏名、性別、生年月日、旅券番号、職業、入国日（出国予定日）、滞在資格、海外傷害旅行保険の有無 等

2 被害内容

～ 被害日時、被害場所、被害品（具体的に）、負傷の有無（あれば具体的に）、被害に遭った時の状況、犯人の特徴、目撃者の有無 等

・旅券を盗まれてしまった場合には、旅券の再発給又は帰国のための渡航書発給手続きを当館で行っております。手続きについては、以下の当館 HP をご参照ください。

(https://www.hcmcgj.vn.emb-japan.go.jp/ryouji/ippan_ryouken_no_tetsuduki_ichiran.html)

緊急時の言葉（ベトナム語）

○「泥棒」 アン カップ ăn cắp

○「助けて」 キュウ トーイ cứu tôi

○「警察」 コンアン công an

○「警察を呼んでくれ」 ゴイ コンアン gọi công an

○「救急車」 セー カップ キュウ xe cấp cứu

○「医者を呼んでくれ」 ゴイ バックシー gọi bác sĩ

5 テロ対策

前述のとおり、これまでに、ベトナムにおいてテロによる日本人の被害は確認されておりませんが、これまでも、チュニジア、ベルギー、バングラデシュ、スリランカ等においてテロによる日本人の被害が確認されています。また、テロは、日本人が数多く渡航する欧米やアジアをはじめとする世界中で発生しており、特に、近年では単独犯によるテロや、一般市民が多く集まる公共施設等（ソフトターゲット）を標的としたテロが頻発していることから、こうしたテロの発生を予測して未然に防ぐ事が益々困難となっています。

また、当地では、反政府組織による公的機関を狙った爆弾テロ事件等の発生も認められています。このようにテロはどこでも起こり得ること及び日本人が標的となり得ることを十分に認識し、テロの被害に遭わないよう、海外安全ホームページや報道等により最新の治安情報の入手に努め、状況に応じて公共施設や人が集中する場所を避けるなどの安全対策を講じるよう心がけてください。

6 交通事情と事故対策

(1) 交通事情

・経済発展とともにオートバイや自動車の数が著しく増加したことにより、主に都市部を中心に渋滞及び交通事故の発生が深刻化しています。ベトナムも、日本と同様に車両の運転には運転免許が必要であり、一般的な交通規則は当地の道路交通法により定められています。しかし、交通インフラが車両の増加に追いついておらず、また、一般市民の交通ルールに関する理解が十分ではない状況が見受けられます。

・ベトナム政府は、交通インフラの整備、交通安全教育、交通違反取締り等の施策を推進しており、交通事故の発生件数や死傷者数は減少傾向にありますが、依然として運転者の遵法意識は低く、弱者優先、譲り合いといったマナーも根付いておらず、特に、バイクによる飲酒運転、歩道走行や逆走などの危険な行為が、身の回りで日常的に発生しているなど危険な環境下にあります、日本人の常識では考えられないものがあります。

・その様な中、本1月1日より、当地における道路交通法は改訂され、バイクの歩道走行等を始めとした違反が厳罰化されたことから、以降の交通環境の変化には引き続き注視が必要です。

【ホーチミン市統計局発行の「ホーチミン市社会経済状況」から抜粋】

交通事故（2024年中の実績）

ア 交通事故件数：1,459件（前年同期比5.1%減）

イ 交通事故死亡者数：472人

ウ 交通事故負傷者数：863人

(2) 事故対策

ア 道路事情への対応

・ベトナムの交通事情を鑑みれば、ご自身によるオートバイや自動車の運転は避け、公共交通機関、タクシー、運転手付きの自家用車の利用をお勧めします。

・自動車やバイクに乗る際は、シートベルトの装着、ヘルメットの着用を確実にし、事故に遭った際の被害軽減を図ってください。

・歩行者が道路を横断する場合は、向かってくる車両のみに注意するだけで

なく、信号無視の車両や逆行してくるオートバイがいることも念頭に、あらゆる方向から近付いてくる車両にも注意しなければなりません。

イ 法律の遵守

・ベトナム政府は日本が加盟する国際運転免許に関する条約を批准しておらず、車両を運転する場合は、ベトナムで試験を受けて運転免許証を取得するか、日本の運転免許証をベトナムの運転免許証に切り替えなければなりません。それ以外は無免許運転となります。市内にはレンタル・バイク屋がたくさんあり、店側も簡単にバイクを貸しますが、50 c c を越えるバイクの運転には免許が必要です。無免許で事故を起こせば、無免許運転で処罰されるだけでなく、被害者が死亡した場合には、当局に逮捕・長期間拘留されるほか、各種保険の適用もされず、被害者との示談等において、非常に不利な状況に置かれることとなります。

・ベトナムで車両を運転する場合は、必ず当地の交通法規を遵守してください。当然、無免許、飲酒（酒気帯び）運転、速度超過、信号無視、ヘルメットの未着用等の行為は交通違反です。特に飲酒運転は 2020 年 1 月に罰則が強化され、取り締まりも強化されています。

ウ 保険の加入

ベトナムでは車両の強制保険制度がありますが、十分な補償額とは言えません。また、任意保険があまり普及していないことや、ベトナム人運転者に賠償能力がないことがほとんどで、被害者になった場合に賠償を求めることができないケースや、賠償を得るまでに多くの時間や労力を費やすケースもあります。任意保険にも加入することをお勧めします。

エ 事故発生時の対応

交通事故が発生した場合、ベトナムの法律上は、必ず警察に届け出なければなりません。しかし、人身・物損事故を問わず、重大な傷害や損害が生じない限り、警察に届け出しないで当事者間で示談することがほとんどです。しかし、交通事故の示談では双方の言い分がすれ違うことも多くありますので、無用の議論を避けるためにも、事故現場へ交通警察官の派遣を要請することやドライブレコーダー等の器材を車両に備え付けておくこともご検討ください。

5 衛生及び医療事情

外務省ホームページの「世界の医療事情」に詳細が記載されておりますので、そちらもご参照ください。

(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/medi/asia/viet.html>)

(1) 衛生事情

- ・高温多湿である当地の気候は病原体の繁殖には絶好の環境であるにもかかわらず、流通ルートを含む生鮮食品を扱う現場は衛生管理が徹底されているとは必ずしも言えず、一年を通して経口感染（食中毒）のリスクが高いです。
- ・有害物質を含んだ工場排水は処理されずに河川に垂れ流され、農業用水や地下水の有害化学物質含有量は基準値を大きく超過しているとも言われ、水質汚染も深刻です。水道水の水質は良好とはいえず、飲水には適しません。ボトルウォーター（ミネラルウォーター）などを利用するか浄水器を使用してください。また、外食をする場合などには衛生管理のしっかりしたレストランを選ぶといった注意も必要です。

(2) 医療事情

- ・医療環境・水準とも日本や周辺アジア先進国と比べ劣ります。特にコロナ感染拡大が続いた時期には、当地の医療体制がひっ迫し極めて厳しい状態となり、感染して症状が出ていても病院に搬送されず、しばらく自宅や職場などで待機を余儀なくされ、その間に病状が悪化するといったケースや、重症患者への処置が迅速かつ適切になされずに患者が死亡するといったケースも起きていました。
- ・さらに都市部と地方の医療環境は大きく異なり、医療水準の地域格差は近年ますます拡大しています。また、公立医療機関と私立医療機関においても医療環境は大きく異なります。
- ・ホーチミン市内には近代的な医療機器を備えた私立病院・クリニックがいくつもあり、最近では日系クリニックの進出や日本人医療従事者が勤務している医療機関も増えてきましたが、診断の難しい病気や高度な医療が必要な時は、日本や近隣医療先進国へ緊急移送される場合もあります。また、当地で治療を受ける場合に、医療費の支払い能力が確認できるまでは、治療が行われないケースもあります。予め高額医療費に対応できる特約を付加した海外旅行傷害保険に加入しておくことが強く推奨されます。

(3) かかり易い病気

- ・一般的にわれわれ外国人が生活しているような生活環境であれば、かぜや胃腸炎といった日本でも日常的にみられている病気が大部分を占めています。インフルエンザ、気管支炎といった呼吸器感染症は当地で最も日常的な病気であり、一年を通してみられます。

- ・その一方で、デング熱、日本脳炎、マラリア、食中毒、細菌性赤痢、アメーバ赤痢、A型肝炎、B型肝炎、腸チフス、狂犬病、結核といった日本より感染のリスクが高い病気も数多く存在するので、これらの病気に対する予防対策、健康管理を日頃からおこなっておく必要があります。

Ⅲ 緊急事態対策

大規模事件・事故・災害等の緊急事態がいつ、何処で、どのような形で発生するかを予測することは困難です。緊急事態に対しては、事態発生時の対応方法に加えて、平素から安全対策に万全を期する努力をしていただくことが重要です。在留届の提出、たびレジの登録のほか、家族、所属先企業、組織・団体間での緊急連絡先の共有など、いざという時の行動要領を検討しておくなども大切です。以下は、不測の緊急事態において、迅速かつ適切に行動をとるために必要な措置まとめました。

1 平素の心構え

(1) 連絡体制の整備

ア 在留届、たびレジ

・3 か月以上滞在される方は、到着後遅滞なく当館に在留届を提出してください。また、届出事項に変更が生じたとき又は本帰国する（一時的な旅行を除く）ときは速やかに変更届（帰国届）を提出してください。届け出はオンラインのほか、郵送，FAX，電子メールによる提出も可能です。

・3 か月未満の滞在に際しては、たびレジに登録してください。

※在留届、たびレジ：<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/index.html>

イ 緊急時の連絡方法

緊急事態はいつ起こるとも限りません。そのような場合の家族間または友人・知人等との緊急連絡手段について予め決めておき、お互いに所在を確認できるようにしてください。また，所属する会社や組織、団体間の緊急連絡網については、緊急時の連絡が確実に行われるよう日頃から緊急連絡網を整備するとともに、定期的に、緊急連絡訓練を行ってください。

(2) 一時避難場所

緊急時には電話（固定電話，携帯電話）が不通になることも想定されます。家族や友人・知人間及び所属組織・団体間で緊急時の集合場所やとりあえずの一時避難場所をあらかじめ決めておいてください。

(3) 緊急時における携行品等，非常用物資の準備

旅券、現金、貴金属等最低限必要なものは、直ちに持ち出せるよう日頃より整理・保管してください。また、緊急時には一定期間自宅での待機も予想

されますので、非常用食糧、飲料水、医薬品、燃料等を常備しておいてください（以下の「緊急事態に備えてのチェックリスト」をご参照ください）。

2 緊急時の行動

(1) 心構え

緊急事態発生時には、事態の迅速・正確な把握が困難なこともあり、パニックに陥りがちです。平静を保ち、流言飛語（デマ）に惑わされない、群集心理に巻き込まれないようにすることも大切です。

(2) 情報の収集と発信

ア 当館からの連絡・情報

緊急事態が発生又は発生するおそれのある場合に、当館では、所要の情報収集、情勢判断及び対策の策定を行い、ショートメッセージサービス(SMS)、メール、ホームページ等による安否確認や注意喚起等の情報発信を行います。

イ ご自身による安否情報の収集と発信

家族、友人・知人や同僚などの安否情報を収集するとともに、確認できた安否情報を自らの関係者に発信（情報共有）してください。

(3) 当館への連絡

自分や家族等の生命・身体・財産に危害が及んだ場合又は及ぶおそれがある場合は、迅速に通報してください。また、現場付近の情報等をご存じの方は、当館に情報を提供してください。他の邦人の方の貴重な情報となります。

【緊急事態に備えてのチェックリスト】

☐ 旅券、運転免許証等

- ・旅券については、常時6か月以上の残存有効期間があることを確認しておいてください。（残存有効期間が1年未満であれば随時切り替え発給の申請ができます。）
- ・旅券の最終頁の「所持人記載欄」は漏れなく記載しておいてください。
- ・同欄余白には血液型（Bloodtype）何型と記入しておくことが望まれます。

☐ 現金、貴金属、貯金通帳等の有価証券、クレジットカード

- ・これらは旅券同様すぐ持ち出せるよう保管しておいてください。

☐ 自動車等の整備

- ・自動車やバイクをお持ちの方は常時整備しておくよう心がけてください。
- ・燃料は十分に入れておくようにしてください。
- ・車内には、常時、懐中電灯、地図、ティッシュ等を備えてください。

☐ 携行品の準備

- ・避難場所への移動を必要とする事態に備え、上記に加え次の携行品を備えて、すぐ持ち出せるようにしてください。

☐ 衣類・着替え

- ・長袖・長ズボン、行動に便利で華美でないもの、麻・綿等の吸湿性・耐暑性に富む素材が望ましい

☐ 履き物

- ・行動に便利で靴底の厚い頑丈なもの

☐ 洗面用具

- ・タオル、歯磨きセット、石鹸等

☐ 非常用食料等

- ・しばらく自宅待機する場合も想定して、米、調味料、缶詰類、インスタント食品、粉ミルク等の保存食及びミネラルウォーターを家族全員で数日間程度生活できる量

☐ 医薬品等

- ・家庭用常備薬、常用薬、外傷薬、消毒用石鹸、衛生綿、包帯、絆創膏、オムツ、生理用品

(その他)

- ☐ 懐中電灯 ☐ ライター ☐ ローソク ☐ マッチ ☐ ナイフ ☐ 缶切り ☐ 栓抜き
- ☐ 紙製食器 ☐ 割り箸 ☐ 固形燃料 ☐ 簡単な炊事用具 ☐ 携帯電話充電器
- ☐ 予備の強力バッテリー ☐ 筆記用具・メモ用紙

IV 主要機関の連絡先等

●在ホーチミン日本国総領事館

事務所所在地：261 Dien Bien Phu Street, District 3, Ho Chi Minh City

事務所電話番号：(028) 3933-3510

ウェブサイト：<https://www.hcmcgj.vn.emb-japan.go.jp>

Eメール（領事関係）：ryouji@hc.mofa.go.jp

●関係機関等

【緊急時】

○警察：113（繋がらない場合は最寄りの警察署へ通報）

○消防：114（公安の消防警察）

○救急：115（救急車の要請は外資系医療機関に直接架電する場合が多い）

※警察署や交番の連絡先は「公安連絡先一覧」もご参照ください。

(https://www.hcmcgj.vn.emb-japan.go.jp/itpr_ja/11_000001_00308.html)

【官公庁等】変更が多いため、その都度当局へ確認下さい。

○ホーチミン市公安本部事務所 069-3187-344

○ホーチミン市公安本部出入国管理室 028-3829-7107

○ホーチミン市税関 028-3770-2288

○ホーチミン市中央郵便局 028-3924-7247

○タンソンニャット空港内の出入国管理事務所 028-3844-5971

【その他の相談窓口】

○ホーチミン市観光局 (<http://visithcmc.vn/>)

観光情報等の問い合わせ（トラブル発生時の対処法についても相談可）

「1022」に架電し、自動音声で「8」を押すと、ベトナム語及び英語対応可能なスタッフにつながります。

○タンソンニャット国際空港 (<https://www.vietnamairport.vn/tansonnhatairport/en/>)

空港におけるトラブル全般についての相談が可能です。

電話：028-3848-5634